

福島国際研究教育機構の設置について

国際教育研究拠点（経緯等）

経緯等

- 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会 報告書（平成26年6月23日）
東日本大震災及び原子力災害によって失われた福島浜通り地域の産業基盤を回復するために、イノベーションの創出により新たな産業基盤の構築を目指す構想をとりまとめ。
- 国際教育研究拠点に関する最終とりまとめ—福島浜通り地域の復興・創生を目指して—
(令和2年6月8日・有識者会議（座長：坂根正弘（コマツ顧問））)
国際教育研究拠点の目的、機能、研究分野、組織形態、産学官連携・人材育成等の仕組み、必要な生活環境・まちづくり、今後の工程などについて、具体的な提言をとりまとめ。
- 与党 東日本大震災 復興加速化のための第9次提言（令和2年9月9日）【抜粋】
産業創出に結びつく研究開発や人材育成を目指す一方、既存の関連施設、大学等とも連携を取り、横串の入った形で調整機能と司令塔機能を持つ「国際教育研究拠点」の新設について、本提言の最も重要な政策課題として提言する。
- 国際教育研究拠点の整備について（令和2年12月18日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 「創造的復興の中核拠点」として、研究開発と人材育成の中核となる国際教育研究拠点を新設する。
 - ・ 令和3年秋までに新法人の形態を決定する。
- 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（令和3年3月9日・閣議決定）【抜粋】
福島の創造的復興に不可欠な研究開発及び人材育成を行い、ひいては、日本の産業競争力の強化や、日本・世界に共通する課題解決に資するイノベーションの創出を目指す観点から、「創造的復興の中核拠点」として国際教育研究拠点を新設する。
- 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日・閣議決定）【抜粋】
国際教育研究拠点については、「国際教育研究拠点の整備について」に基づき、既存施設との相乗効果・可能な限りの統合を目指すとともに、財源・人員面での長期・安定的な運営を可能とする仕組みの設計等を進め、本年秋までに新法人の形態を決定し、本年度内に基本構想を策定する。
- 与党 東日本大震災 復興加速化のための第10次提言（令和3年7月20日）【抜粋】
 - ・ 中長期を見据え、安定的・発展的に事業を実施できるよう、当初から関係省庁の全面的な参画を得ること。
 - ・ 復興庁を中心に関係省庁を含めた役割分担を定め、政府一丸の国策として取り組むべきである。
- 第31回復興推進会議 岸田総理発言（令和3年10月15日）【抜粋】
国際教育研究拠点について、長期・安定的な運営を可能とする仕組みの構築に向けて、関係大臣が自らのプロジェクトとして早急に検討を進め、復興大臣を中心に、政府を挙げて取り組みます。
- 国際教育研究拠点の法人形態等について（令和3年11月26日・復興推進会議決定）【抜粋】
 - ・ 新法人の形態は、（略）法律（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）を想定）に基づき設立される特別の法人とする。
 - ・ 新法人の業務については、関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が所掌事務の範囲内で内閣総理大臣とともに主務大臣として共管する。
 - ・ 令和3年度内に、（略）更なる検討の進捗を具体化する基本構想を策定するとともに、新法人設立のための法案について次期通常国会への提出を図る。

国際教育研究拠点の法人形態等について（概要） [令和3年11月26日復興推進会議決定]

「**創造的復興の中核拠点**」として、国際教育研究拠点が**福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望**となるとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献し、世界に冠たるものとなるよう、政府を挙げて**長期・安定的な運営**の確保を図る。

機能

（1）研究開発機能

- ①ロボット、②農林水産業、③エネルギー（カーボンニュートラル）、④放射線科学・創薬医療、⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信の5分野を基本として、**福島の中長期の課題であり、ひいては世界の課題の解決にも資する研究開発**を実施する。

（2）産業化機能

- 福島第一原発の過酷環境や広大な未利用地などを活用し、併せて大胆な規制緩和も促進して、**社会実証・実装フィールドを整備し、産業化を促進**する。

（3）人材育成機能

- **連携大学院制度**を利用した大学院生の研究指導、地元の産業界・自治体・高等専門学校等との連携による**産官学一体となった人材育成**の推進、**地元の小中高校生等に対する連続的な人材育成等**を行う。

法人形態等

- 新法人は、以下の特徴を有することを踏まえ、**法律に基づき設立される特別の法人**とする。

- ・ 既存施設の取組に横串を刺す調整機能（**司令塔機能**）
- ・ 新法人の業務運営に対する地元自治体の関与
- ・ 国際水準の処遇・人事制度や、若者・女性など次世代の研究者が活躍できる環境
- ・ 理事長や現場の裁量の最大限の確保や、民間の能力・資金の活用につながる柔軟な業務運営
- ・ 規制改革推進や情報収集に関する仕組み

- 新法人の活動が本格的に軌道に乗った時点において、**数百名規模の国内外の優秀な研究者等が新拠点における研究開発等の活動に参画**することを目指す。

- 新拠点の立上げに当たっては、**各種実験施設や社会実証・実装フィールドを有する他の施設の例も参考に**、将来規模を拡大する必要が生じた際にも対応できる**立地を検討**する。

（参考）・関東に所在する医学系の研究所 敷地面積：約14万㎡
・東北に所在する産業系の研究所 敷地面積：約7.8万㎡

共管体制・予算措置

- 関係大臣（文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣）が内閣総理大臣とともに共管。
- 長期・安定的に運営できるよう、**復興財源等で予算を確保**するとともに、**外部資金や恒久財源による運営へ段階的・計画的に移行**。

今後の予定

- **新法人の設立法案**について次期通常国会への提出を図る。令和3年度内に**基本構想**を策定。
- **令和4年夏**を目途に策定する**研究開発基本計画**の策定作業と併せて、新拠点に整備する**施設の具体的な検討**を進め、福島県からの意見を尊重して**立地を決定**。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案について（概要）

福島をはじめ東北の復興を一層推進するとともに、**我が国の科学技術力・産業競争力の強化**に貢献するため、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）を改正し、新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に資する**研究開発等に関する基本的な計画**を定めるとともに、当該計画に係る研究開発等において中核的な役割を担う新たな法人として、**福島国際研究教育機構を設立**する。

改正案の概要

（1）新産業創出等研究開発基本計画の策定

- ① **内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）及び福島県知事の意見を聴いて、新産業創出等研究開発基本計画**を定める。
- ② 新産業創出等研究開発基本計画は、**福島国際研究教育機構が中核的な役割を担う**よう定める。

（2）福島国際研究教育機構の設立

- ① **福島国際研究教育機構を設立し、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成等の業務**を行う。
- ② **主務大臣（※）は、新産業創出等研究開発基本計画に基づき、中期目標（7年）を定める。**
※ 内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、環境大臣
- ③ **福島国際研究教育機構は、中期目標に基づき、中期計画（研究開発関連業務以外の業務については、助成等業務実施計画）を作成し、主務大臣の認可**を受ける。
- ④ 主務大臣は、**毎事業年度の終了後、福島国際研究教育機構の業務の実績について評価**を行う。
- ⑤ 主務大臣は、②の中期目標の策定や④の評価等を行うに当たり、**CSTI及び福島県知事等の意見**を聴かなければならない。
- ⑥ 福島国際研究教育機構は、研究開発等の実施に係る協議を行うため、福島県や大学その他の研究機関等で構成する**協議会を組織**する。

福島国際研究教育機構の業務

- （1）研究開発：新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する**研究開発等**
- （2）産業化：研究開発の**成果を普及、活用を促進**
- （3）人材育成：**研究者・技術者を養成、資質の向上／教育活動**
- （4）司令塔機能：**協議会の設置・運営**や**協議会の構成員との連携・調整**
- （5）情報収集・発信：研究開発に係る**情報・資料の収集・分析・提供等**

福島国際研究教育機構の特徴

- （1）司令塔機能
 - **新産業創出等研究開発基本計画**を、福島国際研究教育機構が**中核的な役割**を担うよう作成。
 - **協議会の設置・運営**を通じて、協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出など協力を求める**ことが可能。また、協議会の構成員には、協議が調った事項について**尊重義務**がある。
- （2）処遇の柔軟性：**役職員の報酬・給与等の支給基準**において、**国際的に卓越した能力を有する人材を確保する必要性**を考慮。
- （3）民間活力の活用：**研究開発の成果の活用を促進する事業の実施者**に対し、**出資や人的・技術的援助**を行う。
- （4）情報・データの収集：協議会の構成員その他の関係行政機関・事業者等に対し、**資料の提出**など、協力を求める。

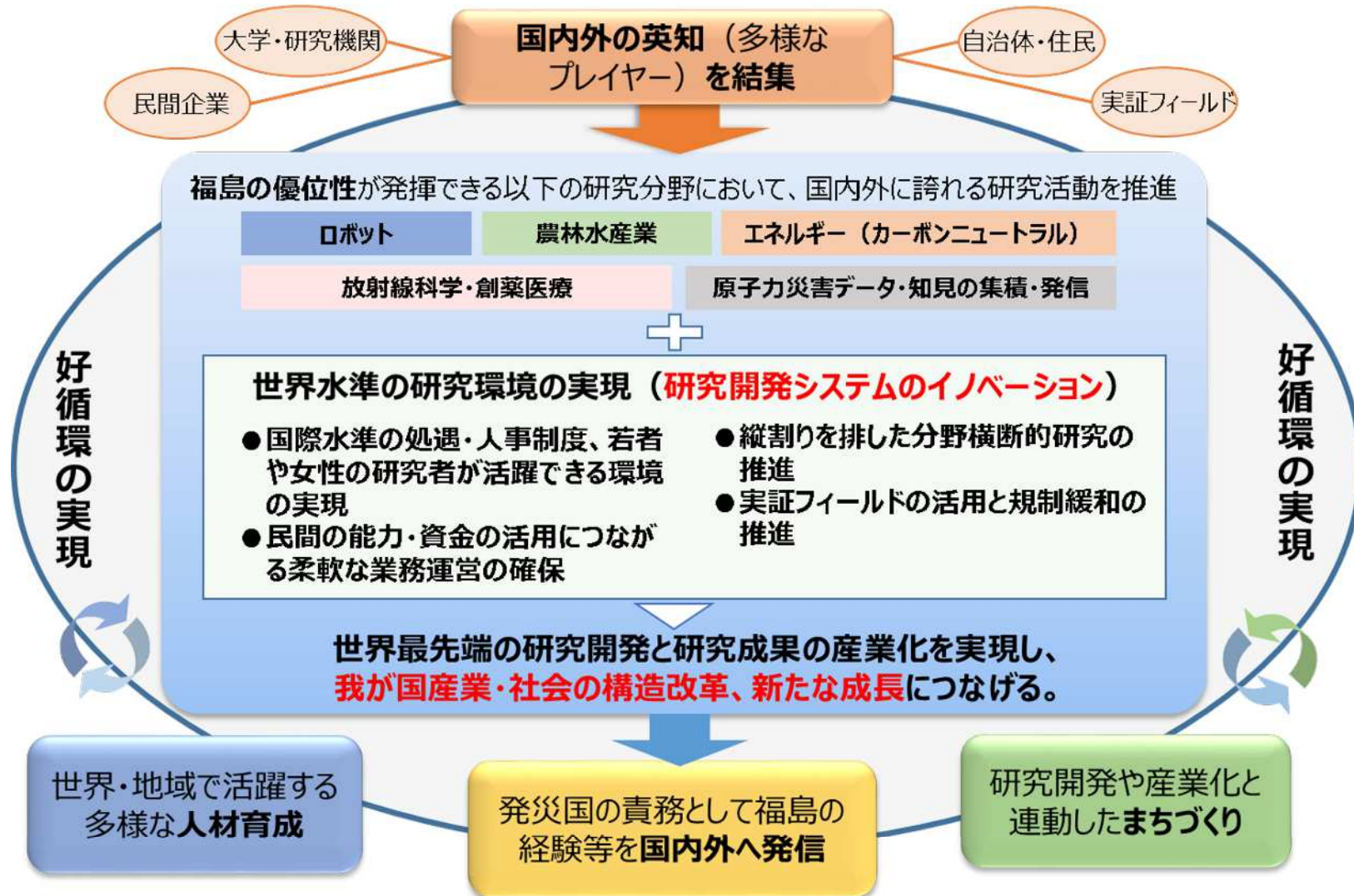
※ 政府は、この法律の施行後8年を目途として、この法律による改正後の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

閣議決定日：令和4年2月8日

施行日：公布から3月を超えない範囲で政令で定める日
（一部の規定は公布日）

福島国際研究教育機構

- 「創造的復興の中核拠点」として、福島をはじめ東北の復興を実現するための夢や希望となり、我が国の科学技術力・産業競争力の強化に貢献し、世界に冠たる拠点を新設。
- 新法人は、法律に基づき設立される特別の法人とする。
- 今年度中に基本構想を策定。



国際教育研究拠点における研究内容（例）

【福島第一原発の廃炉推進を含む過酷環境下でも使用できるロボット技術の開発】

- 福島ロボットテストフィールドを中心としたロボット産業集積の下地を最大限に生かし、廃炉作業の着実な推進等を支えるための研究開発
- 高放射線下だけでなく災害時や人手不足の産業現場など、様々な過酷環境下で複雑な作業を実行できる遠隔操作ロボットの研究開発など

【持続的な農林水産業の構築に向けた研究開発】

- 無人運転やゼロエミッション技術など最先端ICT技術、ロボット技術等について広大で多様なフィールドを活用した実証研究
- 新たな技術を活用したバイオマス資源作物や薬用作物による循環型生産システムの実証など

【原子力に依存しない新エネルギー・脱炭素社会の構築に向けた研究開発】

- 原子力事故を受けた福島においてこそ、脱炭素社会を他に先駆けて実現するための広大な未利用地を活用したCO2ネガティブエミッション（炭素除去・植物固定等）等の研究開発
- これから進む新たな街づくりにおいて、再生可能エネルギーやデジタルなどをフル活用した先進的な取組の実証など

【放射線科学・創薬医療の推進】

- 有用放射性同位元素（RI）を安定的・効率的に製造する研究や、それらを用いた診断と治療が同時に行えるRI医薬品の開発など創薬医療に関する研究
- 放射線イメージング技術の多様な分野への応用等に関する研究や、幅広い分野の放射線安全に関する研究など総合的・学際的な放射線科学研究など

【原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】

- 原子力災害に対する様々なデータや知見を集積し、様々な視点からの自然科学的研究及び社会科学的研究等を連携・継続することで、原子力災害の影響や課題を包括的に分析し、将来の大規模複合災害への対策につなげる研究など

(参考)福島県内に立地する研究施設等(例)

